# 市民総合体育館建設に関する特別委員会会議録

１．日　　時　　平成２５年７月２日（火）午前１０時開議

２．場　　所　　第３・４委員会室

３．出席委員

| | |
|---|---|
| 委員長 | 小田桐　仙 |
| 副委員長 | 伊藤　實 |
| 委員 | 加藤　啓子 |
| 〃 | 楠山　栄子 |
| 〃 | 中川　弘 |
| 〃 | 坂巻　忠志 |
| 〃 | 松尾　澄子 |
| 〃 | 青野　直 |

４．欠席委員　　な　し

５．委員外議員　　宮田　一成

６．傍聴議員　　笠原　久恵
斉藤　真理
藤井　俊行
田中　人実

７．出席理事者

| | |
|---|---|
| 市長 | 井崎　義治 |
| 副市長 | 石原　重雄 |
| 総合政策部長 | 水代　富雄 |
| 財政部長 | 加茂　満 |
| 市民生活部長 | 井上　透 |
| 都市整備部長 | 千葉　正由紀 |
| 生涯学習部長 | 直井　英樹 |



| | |
|---|---|
| 総合政策部次長（兼企画政策課長） | 山田　聡 |
| 財産活用課長 | 古川　和正 |
| 財政部次長（兼財政調整課長） | 安井　彰 |
| 防災危機管理課長 | 鈴木　紳一 |
| 健康福祉部次長（兼健康増進課長） | 河原　智明 |
| 都市整備部次長（兼まちづくり推進課長） | 齋藤　一男 |
| みどりの課長 | 天川　一典 |
| みどりの課総合体育館建設推進室長 | 石川　東一 |
| 教育総務課長 | 武田　淳 |
| 生涯学習部次長（兼生涯学習課長） | 戸部　孝彰 |

８．出席事務局員

| | |
|---|---|
| 事務局長 | 倉田　繁夫 |
| 次長 | 矢口　道夫 |
| 主事 | 梅田　和秀 |
| 主事 | 岩村　浩太郎 |

９．協議事項

（１）総合運動公園体育館建設工事積算等委託料について
（会派代表者会議から申し送り分）

（２）計画内容について

（３）今後の委員会運営について

（４）その他

開会　　午前１０時００分

**小田桐仙委員長**　それでは、ただいまから市民総合体育館建設に関する特別委員会を開会いたします。

本日の出席を御報告いたします。ただいまのところ出席委員７名、欠席委員１名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、まず式次第に沿いまして、総合運動公園体育館建設工事積算等委託料についてをお諮りいたします。本件については、６月13日の会派代表者会議で協議され、予算執行を許可するかどうかは本特別委員会に申し送られました。当局からのまず追加の説明等があれば、よろしくお願いをいたします。

石川室長。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　みどりの課総合体育館建設推進室の石川でございます。私のほうから、総合運動公園体育館建設工事積算等委託料について説明させていただきたいと思います。

執行をお願いするのは、お手元の資料の予算書の14ページ……

**小田桐仙委員長**　待ってください。資料ありますか。

石川室長。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　お手元の資料御確認いただけますでしょうか。

**小田桐仙委員長**　どの資料か、ここで見せてもらえますか。

石川室長。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　表に総合運動公園体育館建設工事積算等委託料についてというものです。

**小田桐仙委員長**　Ａ４のペーパーですね。

石川室長。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　Ａ４のペーパー３枚ほどのつづりになっています。

**小田桐仙委員長**　Ａ４のペーパー３枚ほどのものありますか。確認します。時間がないので、よろしいですか。

では、石川室長、お願いします。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　続いて御説明いたします。

このＡ４、３ページの３枚ほどの一番後ろ側になりますが、予算書の14ページ、（51）市民総合体育館建設事業のうち諸委託料の総合運動公園体育館建設工事積算等委託料2,290万円についてです。執行の目的は主に３点です。１点目は、平成25年度単価に入れかえを行い、現時点での事業費を把握することです。２点目は、承認いただいた予算や増加が想定される事業費等の関係から、工事費の削減の検討を行うものです。３点目は、体育館建設に係る議会説明資料等を作成するものです。例えば既存体育館をスケルトンにする場合の検討など、専門家の知見を入れたケーススタディ



一等についてです。以上の３点については、市議会との合意形成を図る上で必要な情報と考えておりますので、執行についてよろしくお願いいたします。

**小田桐仙委員長**　それでは、質疑のある委員の挙手を願います。

中川委員、お願いします。

**中川弘委員**　確認なのですけれども、現在提示されている設計書に基づいた工数積算をやるための予算ということなのですか。

**小田桐仙委員長**　石川室長、お願いします。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　総合体育館建設推進室の石川です。

今御質疑あったとおり、平成25年度の単価に入れかえを行って実際の現時点での事業費を把握するということです。設計については、現状のところについて単価を入れかえるということになります。

**小田桐仙委員長**　中川委員。

**中川弘委員**　ということは、現状の設計を受け入れろということですか。

**小田桐仙委員長**　答弁願います。

石川室長、お願いします。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　設計案としてお示しした中で、御承認いただいた予算や増加が想定される事業費等の関係もありますことから、工事費の削減の検討も含めて行いたいというふうに考えております。

**小田桐仙委員長**　中川委員。

**中川弘委員**　これまで市が建設してきたもので、設計変更が都度都度起きているのです。わかっていますよね、市長。地域融和施設、第２庁舎の建設、設計やって、その設計ではまずいといって、その設計のやり直しで、一体総額で幾ら無駄になっていますか。

**小田桐仙委員長**　執行部の答弁ちょっと保留をさせていただいて、暫時休憩いたします。

休憩　　午前１０時０５分

---

再開　　午前１０時０５分

**小田桐仙委員長**　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、答弁どなたか。

石原副市長。

**石原副市長**　中川議員の御質疑にお答えします。

総じてこれまで融和施設からということになると、当委員会での審議事項とはちょっとかけ離れるかと思いますので、現体育館については全く設計変更等は行っておりません。したがって、その質疑については別の機会にお答えさせていただきたいというふうに思います。

**小田桐仙委員長**　中川委員。

**中川弘委員**　なぜ今ここでお尋ねさせていただいているかというと、結局まだ施設の中身、こういう施設をつくりますよというのが固まらないうちに設計をやる。やった結果、またそれを訂正するということを何度も繰り返して、結局設計のやり直しでお金、コストをずっと無駄にしている実績があるからです。だから、その実績が検証できていないのに、この体育館のものも、これでいいのですから先へ進めますという議論にはならないのではないかと思うのですけれども。

**小田桐仙委員長**　中川委員、ちょっといいですか。現行の設計というものは、そのもの細かくは各委員には配られているのですか。今の現行の設計そのものを、要するに平成25年度の単価でやるという話になっているのですけれども、現行の設計そのものは皆さんのところに、手元にあるのですか。中川委員、ちょっとごめん。整理するために。

千葉部長、お願いします。

**千葉都市整備部長**　都市整備部長の千葉です。

総合体育館建て替え事業につきましては、昨年11月16日の全員協議会でその内容を説明させていただいていますが、それ以上のものに……

**小田桐仙委員長**　ちょっと待ってください。このＡ３の資料です。皆さん配っているＡ３の資料をごらんください。

では、御説明お願いします。千葉部長。

**千葉都市整備部長**　この資料の内容につきましては、ここに書いてありますように全員協議会の場で説明をさせていただいているということですけれども、これ以上の部分については、これまで説明してきていないというものだったと思います。

**小田桐仙委員長**　皆さんよろしいですか。このＡ３の資料が、石川室長が言った現行の設計はこれだということですよね。これを平成25年度の単価として入れかえたいという中身、１つの理由としてはそれだということですよね。確認してよろしいですか。

室長、お願いします。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　建設推進室の石川です。

今お手元にある資料をベースに組み立てておりますので、そのとおり単価を入れかえていくということです。

以上です。

**小田桐仙委員長**　中川委員。

**中川弘委員**　ということは、この設計、昨年の11月16日にＵＲから提示されているこの設計の内容でいくのだということの合意が基本的にないと、やってもまたその後訂正になるのではないかというふうに疑念、過去の例を含めると疑義があるのですけれども、その点についてはどうなのでしょう。

**小田桐仙委員長**　千葉部長。



**千葉都市整備部長**　都市整備部長の千葉です。

内容につきましては、これまで説明させてきていただいた内容については、これに基づいた事業費というような形になりますので、それがその新年度単価に変わったときに、幾ら増額されるのかというふうなものについては、ここの中で合意形成を図っていく上で必要な事項だというふうに考えています。

それと、先ほども説明させていただいたのですけれども、その増える、増額される内容によっては、承認いただいている予算の関係もありますので、その内容を変更して削るだとか、そういうような検討も必要になると。そういうようなものについても、議会との合意形成の上で必要だというふうに考えております。

以上です。

**小田桐仙委員長**　中川委員。

**中川弘委員**　個人的に指摘をさせていただきますけれども、結局この青写真の段階での合意を取りつけずに進める井崎市長のやり方が、今までコスト、要するに設計コストの無駄につながってきているというふうにだけは指摘をさせていただきます。これでいいのかどうかと、議員の間でも議論も何もまだされていませんので、私としてはそういうふうに感じております。これは指摘で結構です。

**小田桐仙委員長**　青野委員。

**青野直委員**　１つは、副市長、確認をしたいのですけれども、予算は承認をされているわけですよね。議決をされている。そして、予算の議決の段階で、予算審査特別委員会の総括質疑の前に、異例の市長がお願いをされたと。そのときに、膝を交えてこれから議会と合意をつくるのに努力をしていきたいということだったと思うのです。そのときに、恐らく平成25年度の予算では建設関係も入れて、総額３億幾らの予算を議決されているのです。そのときに、議会と膝を交えてというときに、こういうものが執行されなければ、膝を交えて資料ができませんよというようなことが当初執行部になかったのかどうか、その辺お伺いをさせていただきたいと思います。

**小田桐仙委員長**　では、石原副市長。

**石原副市長**　青野委員の御質疑にお答えします。

まず、当初予算編成段階では、実は正直申し上げて労務単価の上昇については全く想定をしておりませんでした。これは、新年度の対応ということで、漏れ聞くところによるとという判断はありましたけれども、御提案をするときに、そういった大幅な上昇というのは正直想定をしておりませんでした。

この膝を交えて皆さん方との合意形成を図るというふうに申し上げたのは、やはりこれだけの大きな事業でございますので、まして小中学校併設校と同時期に進めるということでございますので、これは幾重にも市民の代表である議会の皆様と本日こうして機会を設けていただいているわけですが、こういうことを率直に進めていくことが、市政を進める上で大変重要なことだということで、

異例の市長からの申し入れをさせていただき、予算について御承認をいただいたという経過でございます。

**小田桐仙委員長**　青野委員。

**青野直委員**　それで、その後、３月19日で市長から議長宛ての文書で、合意形成の場の設置ということで市長から議長への文書が出されたということだと思います。議会のほうでは特別委員会を設置して、執行部と話し合いをしていこうということで今日に至っていると思いますが、そこでお聞きをしたいのは、この2,290万円の予算を執行しなければ、十分に議会が求めている資料が整いませんということだと思うのです。それは、市長のほうも議会基本条例の第14条に基づいて、可能な限り議会の要請に応えたいということで今回の（１）の議題になったというように理解をしていますけれども、それでよろしいのでしょうか。

**小田桐仙委員長**　井崎市長。

**井崎市長**　結論から申し上げるとそのとおりです。先ほどこの案件については、御説明のときにも、１つが労務単価の上昇、これは国のほうで４月に我々に連絡があったものです。それから、２点目については今の青野委員の御指摘のような観点から、この削減等の工夫をする部分ということについて検討すると。そのために必要な資料作成ということでお願いをしている次第です。

**小田桐仙委員長**　加藤委員。

**加藤啓子委員**　最初に確認をしたいのですけれども、今この特別委員会は議会に対してきちんとした説明ができていない、不十分だったということで、説明をするというスタンスで私は捉えていたのですが、今お話をしたときに、工事費の削減の検討というところまで入っているようなことになっていると思うのですが、当然専門家ではないですから、どこが削減したらいいのかどうかということについて私たちはそういった知識を持ち得ていなくて、結局私たちが知りたいのは、この体育館の設計をやり直すのに、どれぐらいの費用がかかって、どれぐらいの時間がかかって、おくれたときにどんなデメリットが出てくるのかというのを聞かなくてはいけないかなと思っているのですけれども、そのあたりの説明というのは、この計画内容についての（２）を受けた後でないと私たち判断できないと思うのですが、先にこの（１）についてをやるという形になっているのでしょうか。

**小田桐仙委員長**　加藤委員、その御指摘も私も同じなので、執行部に確認をいたします。

先ほど御説明いただいた昨年11月16日のこのＡ３判の全員協議会の資料ですけれども、先ほどこの設計でも言われましたが、各施設の平米単価は載っているのですけれども、設計の単価コストのあれは一切ないですから、その問題をどうするのかということと、このＡ３の資料は平成25年７月の市民総合体育館の計画内容についてという、このＡ４判の説明書とは一体的なものではないと受けとめていいのですか。もし、これが一体的なものでないと、これはどこから出てきたのかという話になってしまうので、この計画内容についての詳しい説明とＡ３の資料が一体となっていて、それで積算とか数値的なものが積み上がってこれにまとまってきているのだろうというように受けとめているのです。でないと、先ほどの加藤委員のような質問になってしまうのではないかと思っているのですけれども。

それと、事務局には設置のときの発議があったら各委員にコピーを配ってください。

加藤委員、発議のときに、この特別委員会が何をするかということが書いてありますので、それは毎回委員会で確認し合いながら質疑を進められればと思います。

暫時休憩します。

休憩　　午前１０時１６分

---

再開　　午前１０時２２分

**小田桐仙委員長**　それでは、休憩前に続いて会議を開きます。

各委員のところに、この特別委員会の設置についての議案が配られているかと思いますので、私代読させていただいて、確認をさせていただきます。

２枚目です。市民総合体育館建設に関する特別委員会の設置について。１はいいですね。２です。加藤委員から所掌事務のことが言われましたので、確認をいたします。

特別委員会に対し、次の事項を付託する。市民総合体育館建設に関する事項。その他市民総合体育館建設に関し、必要と認める事項。この２つなので、先ほど整理をすると、加藤委員が専門性は有していないという話でしたけれども、工事費の削減の正当性だとか妥当性だとか、そういうことも含めてこの委員会で議論するということになろうかと思うのですけれども、まずそれでよろしいですか。

加藤委員。

**加藤啓子委員**　私の理解のほうが違っていたのかもしれないのですけれども、予算委員会で予算は通っているという認識でいまして、執行するために、説明責任が果たされていないので、説明をするということで私はこの特別委員会が設置されたと思っていまして、削減と、もちろん上がることもありますよね。そういったこともいろいろ説明を受けた上で、どこの時期までにやらないと、どれだけ市のほうの負担が増えるのかとか、そのあたりを説明を受けた上で、削減をするのかしないのかというほうに検討に行くということで、順番が違っているのではないかなというふうに思っているわけなのですが、そこの認識を、もし可能であればこの特別委員会の、アバウトに書いてあると思うのです、関する事項ということで。委員の中での認識が違っていると進まなくなってしまうと思うのですが、これは自由討議でやっていただくということはできますか。

**小田桐仙委員長**　自由討議の動議が出ましたので、ではお諮りいたします。自由討議について賛成という方、挙手を願います。

〔挙手多数〕

**小田桐仙委員長**　では、挙手多数ですので、自由討議を今から行います。

それでは、加藤委員の先ほどの御指摘がありましたので、何かほかに意見がありましたら。

青野委員。

**青野直委員**　今日の議題に上がっているように、私は順番としては当局も一番心配をされて、こういうものの委託料を執行させてくださいということで代表者会議にもお諮りをした経過があると思うのです。代表者会議では、特別委員会が設置をされるのだから、特別委員会でその執行については協議をしてくださいということで今日の議題の１に上げたわけですから、私は議題の１でまずここを議論してもらって、そして２は当局が資料を、多くの資料を出していますから、それの説明を聞く、そして３点目は今後の日程を決めていくという、この議題については正副委員長も了解をされて、委員の皆さんに配付をされたものというように思っていますので、私は（１）を最初に議論することについては問題ないだろうというような考え方を持っています。

**小田桐仙委員長**　論点整理なのですけれども、青野委員の御指摘いただいたことを加藤委員は疑問視しているわけではないのだと思っているのです。お話を伺う中で、要するに議会への説明責任が足りないから特別委員会ができただけなのでしょうと。この設置についての可決、全会一致で可決をされた特別委員会の設置について、（１）、（２）の受けとめ方が幅が広いので、ばらばらだったらだめなのではないのかという御指摘だったのですが、そういう自由討議だと思うのです。

青野委員。

**青野直委員**　失礼しました。

所掌事務については、本会議場で特別委員会の設置、そしてこの所掌事務も認められているものですから、アバウトだとかということではなく、かなり特別委員会の場合にはいつもこういうような形で提案をされていたというように思いますので、２の（１）の市民総合体育館建設に関する事項、それから２つ目、その他市民総合体育館建設に関し必要と認める事項ということで、お互いに議論を深めていくというのが一番いいのかなと思っていますけれども、こういう決め方でやむを得ない。本会議場で決まったものですから、私はそういうように考えています。

**小田桐仙委員長**　中川委員。

**中川弘委員**　基本的には、特別委員会の設置に関して疑義は当然ありません。ただ、本日の進め方で、加藤委員が最初言われたとおり、計画内容について説明もしないのに、それについての設計の積算を先に許可をしてくださいというのは、やはり順序には違和感があるように思います。

**小田桐仙委員長**　坂巻委員。

**坂巻忠志委員**　この積算委託というのは、もう当初予算に入っていたわけです、2,290万円。余りさかのぼりたくはないのですが、第２庁舎のときも結構細かな、こういうものをベースに話ししたような気するのです。うち専門家がいるから、ああいう鋼材でいいのかとか、そういう話もしたと思うのです。ですから、これはおのずと、それは４月に労務単価の大幅な変更があるという大きなデメリット部分が表面化しているのだけれども、もうこれはやはり、予算上はもちろん通っているのだけれども、でも膝を交えての合意するための材料としては、なければ話にならないでしょう。材料は幾らでもあってもいいのです。ただ、それ材料出すまで時間かかるではないですか。だから、代表者会議に一足先にかけてきたのです。そこは、だって皆さんそれはわかるでしょう。それを前提に、やはりこの特別委員会でいかにして私たちの議論の材料にするかということを考えれば、おのずと出てくるのではないかなと私は思うのです。あって当たり前のものかなと思いますので、今のままだと、まるっきり平面図と、それしかないわけだから、何も出てこないです、これでは。私は、今のところそんなふうに思っています。

**小田桐仙委員長**　楠山委員、何か。お願いします。

**楠山栄子委員**　私今ちょっと話しまして、このとおり進めていただいて結構だと思います。

〔「このとおりやっていいよ」と呼ぶ者あり〕

**楠山栄子委員**　坂巻委員と同じ意見です。

**小田桐仙委員長**　いや、論点を整理したいのだけれども、この式次第のとおりにやっていたのです。この式次第のとおりに進めていたのだけれども、加藤委員のほうから、この特別委員会で何を議論するのかということに対する疑義が今出たので、要するに加藤委員の受けとめは否定しません。個人の受けとめだから。だけれども、ここの特別委員会の設置についての付託事項というか、２項目ですね。要するに市民総合体育館建設に関する事項、あとその他市民総合体育館建設に関し必要と認める事項については、さまざまな政策的な違いはあったり、得意、不得意や専門性がさまざまあるので、それぞれの立場からそれぞれいろいろな角度で議論をし合うということだと思うのです。だから、そうではないのではないかという話が加藤委員から、説明責任を果たすためだけの、その説明責任を果たすためだけの特別委員会ではないかみたいな議論があったものですから、もう一回再度原点に戻って、どういうことにするかという整理をさせていただいたつもりだと思うのです。

加藤委員。

**加藤啓子委員**　済みません、この議題の順番を私今日初めて見させていただいて、これは私たちの会派がいけないのですが、この代表者会議からの申し送り文についての内容があるということを把握していないのです。それで、そこが問題だったのですけれども、とりあえず委託料について執行を先にするということをここでまずは決めるということで進めるということでよろしいのですね。

**小田桐仙委員長**　まず、整理をしなければいけません。まず、式次第ですが、事務局、いつ送りましたか。昨日、おととい。今日初めて配ったものではないです。

〔「27日付になっている」「メールで来ていた」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　ええ、そうなのです。だから、事務局のメンツの問題もありますので、申しわけないですけれども、お願いいたします。

あと、式次第どおりに会議は進めますけれども、加藤委員の認識を、傍聴されている方もいらっ

しゃいますし、公開されている場なので、確認すると、要するに説明責任だけを果たす場ということではなくて、それも一つの柱としてありますし、市民総合体育館の建設に関する事項とか、その他必要と認める事項については、さまざまな角度からさまざまな議論がされる場だということは御認識いただけましたでしょうか。いいですか。

ほかよろしいですか、それで。だから、各委員で必要なことについては資料も請求していただいて、それぞれが、市民総合体育館の建設に関する内容についてそれぞれの委員が深めて、この特別委員会でさまざまな観点から議論し合うということにさせていただければと思いますので、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　その他、自由討議に対する発言がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　それでは、自由討議、終結をさせていただきます。

質疑の再開を行います。

ほかに質疑いかがでしょうか。

伊藤委員。

**伊藤實委員**　それでは、先ほど執行部がこのＡ３の図面をもって説明が終わっているのだというふうな話をされておりましたが、議会としては一方通行の全員協議会方式の説明を受けただけにすぎません。ですから、改めてやはりどういうスタイルで、どこに立てるかまで含めて検討していかないと、この特別委員会の意味合いがなくなってくるのではないかなというふうに思っておりますので、まずその辺をどういうふうに考えておられるか、答弁いただければと思います。

**小田桐仙委員長**　答弁を求めます。

石原副市長、お願いします。

**石原副市長**　これは、委員長にお願いなのですけれども、今の伊藤副委員長の説明には、次の議題についてあらかじめ議会からの御意見を参酌をして、24問ＱアンドＡ方式で事前に資料を配付させていただいております。そして、どこにとか、いつとか、だれがとか、そういうことがハウツー方式で一応平易に資料をつけて、わかりやすく説明したつもりであります。

１点だけできないのは、先ほどの議論にあるように、技術的な、専門的な知識を活用する部分の御質疑だけは、残念ながら私どもの能力が不足をしておりましてお答えできておりませんが、できましたらＱアンドＡの中でそのお答えをトータルで出させていただければというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

**小田桐仙委員長**　では、何ページの……

坂巻委員。

**坂巻忠志委員**　今は、（１）やっているのです。それ入っていってしまったら、これ全部になってしまう。それは、またこの後でしょう、と思います。

**小田桐仙委員長**　坂巻委員の御指摘もそのとおりだと思うのですけれども、要するに伊藤委員の答弁に対して、このＱアンドＡにかかわると言われたので、ではどうしますかということなのですけれども、参酌して答えることできますか。

石原副市長。

**石原副市長**　まず、伊藤副委員長からの御指摘ですが、場所の問題についてはこれまでも種々議論がございました。そして、私どもからいうと、種々議論の中で総合運動公園のいわゆる陸上競技場部分、正式には陸上競技場ではないのですけれども、多目的広場なのですが、そこに設置をすることが執行部としては一番市民の皆様に御理解をいただけるのではないかというふうに、一定の執行部の中で結論を出して、御提案をし、先ほどの説明を全員協議会のほうでさせていただいたという経過でございます。ですから、これについてはもっと深く、ほかの場所のほうがいいのだということであれば、今後この委員会でいろいろ御議論をいただければというふうに思っております。

**小田桐仙委員長**　中川委員。

**中川弘委員**　一応ＱアンドＡは事前にいただいていますので、拝見はしています。ですから、説明の順序としては違和感はあるけれどもというのは、先ほど申し上げたとおりです。ただ、（１）の判断をするに当たって、ＱアンドＡに出ていないこと、これについては御答弁をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**小田桐仙委員長**　どうぞ、いいです。具体的に言ってもらったほうがいいかもしれません。

中川委員。

**中川弘委員**　それでは、総合運動公園、市民総合体育館ですね。当初の説明に防災の拠点だというのがその後追加されてきているというのは認識していますが、その際に野田市の防災計画で問題になった野田隆起帯、これとの因果関係をどのように検証されて、見解をお持ちなのかをお尋ねいたします。

**小田桐仙委員長**　当局の答弁を求めます。

鈴木課長、お願いします。

**鈴木防災危機管理課長**　防災危機管理課長の鈴木がお答えさせていただきます。

まず、前提といたしまして、野田隆起帯というのは存在するというのは確認されております。それが昨年、東京大学の２名の先生方の報告、首都圏の伏在活断層というものが報告されまして、その中でこの野田隆起帯が活断層によってできているという可能性が指摘されております。ただ、この時点で、去年の春、４月ごろでありますけれども、国のほうに確認しましたところ、まだその時点においては、国として活断層として認定したものではないということでありました。それからもう一点は、仮にその活断層であったとしても、野田隆起帯の範囲といたしまして明確に現在進めている新体育館の建設予定地、こちらまで達しているということはありませんでした。これは、あく

までも前提でありまして、仮にこれが活断層であり、かつ建設予定地まで達していたとしてもですけれども、名前が示すとおり伏在活断層ということでありまして、地表面にあらわれている活断層ではありません。横断面を見ますと、かなり深いところでありまして、地下2,000メートルから3,000メートルぐらいにかけて断層としての上面があります。これが１点であります。

それから、この論文を書いた先生方にも確認をしたのですが、このように言っていただいております。断層の平均変位速度は極めて小さいもので、低い頻度でしか活動していないと推定されますというふうに明言されております。また、活動が切迫しているということを示す証拠はありませんとあります。

したがって、以上のことから判断するに際して、現時点において仮にこれが活断層であったとしても、その建設予定地の上に建てた建物に、一般の地震と違う、特に地形が大きくずれ動いて、直接建物を壊すというおそれは、危険性は極めて低いものだというふうに判断できるかと思います。

以上であります。

**小田桐仙委員長**　中川委員。

**中川弘委員**　私も地図拝見させていただいているので、場所としては数百メートル、１キロまではないようですけれども、離れているという認識は私もありますので、建物については執行部の御見解、理解はできます。

ただ、問題はここを防災拠点とするということになりますと、避難経路あるいは救援物資の搬入、そういった面についてどういうような検討をされたのか御答弁をお願いします。

**小田桐仙委員長**　中川委員、１つ御提案なのですが、野田隆起帯と言われても、今言葉だけなので、多分わからないのです。執行部、その野田隆起帯の、活断層なのかどうかわからないですが、それがどういう流れであるのかというのは押さえ、その地図は持たれていますか。

鈴木課長。

**鈴木防災危機管理課長**　地図というか、その出された論文については今コピーはこちらにありますけれども、特に配付できるように準備はしておりません。必要があれば、時間いただければコピーをとって。

**小田桐仙委員長**　もしよろしければ、お諮りします。地図、資料で配ってもらえますか、各委員の皆さん。

では、千葉部長。

**千葉都市整備部長**　都市整備部長の千葉です。

今スクリーン上にわかるやつを表示いたしますので、それを見ていただければと思います。

**小田桐仙委員長**　では、御説明、もうちょっと寄ってもらって、皆さん地図ちょっと見にくいですけれども、もうちょっと拡大してもらって見えるようにしてもらえればいいですから。お願いします、説明。



鈴木課長。

**鈴木防災危機管理課長**　では、ここで説明させていただきます。

場所的には、野田市から流山市にかけまして野田隆起帯というのが確認をされております。こういう範囲なのですけれども、この隆起帯というのは、そもそも名前が示すとおり地形の一部が隆起しているものを隆起帯というふうに指します。

隆起する原因というのは、大きく分けると２つあるというふうにいろいろ書いてあるのですけれども、１つは地形の褶曲、いわゆる地形が両側から押しつけられることによって、しわになることです。それからもう一つは、地形がそのまま破断されて、いわゆる断層となって、どちらかが上に上がるとか下がるとかいってできる断層、大きくはそういった原因によって隆起帯というのができるというふうにされております。これは、もうかなり昔からここに隆起帯があるというのは確認をされております。それで、恐らく断層によってできたものだろうということも言われていたようですけれども、長年これが活断層かどうかということは議論ともなっていなかったようです。したがって、国として指定している活断層の中には当然入っておりませんでした。

昨年のたしか２月か３月ごろだったと思うのですけれども、先ほど言いました東京大学地震研究所の２名の先生方が、過去に行われた野田市側の１点、ここ横断面書くように、切るように、いわゆる人工地震によって調査をいたしました。それによって、人間で言えばレントゲンというか、ＩＲというか、あれによって横断面を見ることができるわけです。その地形を見たときに、これがいわゆる一部の地域を横断面を撮ったときのものなのですけれども、これ見られたとおり、これが要するに断層の地形です。昔は、この線がずっと１本だったわけです。それで、もともと関東地域というのは地形が両側から引っ張られるものですから、正断層といいまして、こちらが引っ張られることによって、こちらの地形が下にずり落ちてしまうのです。それによって、ここは断層になったと。それで、これは地質時代の、かなり何百年も以前の話ですので、これのままであれば、特にいわゆる活断層ということにはなりません。もう本当大昔の話ですから。

それが、ここに緑の薄い線見えると思うのですけれども、これがちょっと見られたとおり右肩上がりになっていますよね、このあたり。ということは、一回下がった後に、もう一回今度は逆に、逆断層として動いたという兆候に見られるということで、これが活断層というふうに指摘がされております。ただ、これは先ほど言いましたように１カ所やっただけでありますから、国としてはまだ調査が不十分ということで、活断層というふうに認定したわけではないと。先ほど言いましたように、見られたとおり、これは地表面ですけれども、これで1,000メートル、2,000メートル、3,000メートル、非常に地表面から深いところにあります。したがって、これがさらにもう一回上がったとしても、なかなか地表面にこの断層がそのままあらわれるという可能性は非常に低いということです。

それからもう一つは、見られたとおり、ずっと大昔はこれだけ下がっているわけです。それで、

ずずっとずり上がってきたとしても、ちょっと盛り上がっているだけですから、非常にその速度というのは遅いものです。ランクがＡランクから、Ａ、Ｂ、Ｃの３段階あるのですけれども、恐らく一番下のＣランク、1,000年当たりで１センチから10センチぐらいしか動いていないということで、いわゆる今危険視をされている立川断層だとか、そういったものに比べると当然危険度は低いというふうに今の段階だったら考えられるのではないかというのが石山先生の見解です。

ということで、仮にこの真上に体育館をつくったり、それ以外道路とかなんとかがあったとしても、これによって引き起こされた地震の地震動というのは当然伝わってくるわけですけれども、それがこの直上であったとしても、若干ずれたとしても、それほど大差がないと。活断層の真上に、危険視されるのは、もう20年近く前の例えば阪神・淡路大震災のときは、活断層自体が地表面にあらわれています。それから、最近でしたら台湾とか、そういったところで活断層が地表面にあらわれますので、これは地震の揺れによる被害と全く違って、足元、要するに立っているところの地面がぐっとずれれば、もう基礎ごと動きますので、揺れとは全く違う被害が出ます。したがって、例えば最近であれば、四国、徳島県なんかがその中央構造線に伴う断層の上には建物を建てないというような条例を設けているのは、そういう理由です。それとは全く条件が異なるということで、仮にですけれども、この上に、ここが建設予定地だったとしても、特段これによって建設をやめるという理由には現段階ではならないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

**小田桐仙委員長**　まず、委員の皆さんにお願いがあります。議事録の中で、ちゃんとわかるようにしなければいけませんから、今御説明いただいた資料が紙ベースでありますので、それは議事録の後ろにつけないと、あれだこれだと言われても、ここが１センチ下がったとかなんとかと言われてもよくわからないので、そのことは資料で御提出をいただくということで、まず一点確認してもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　あと、現在の地震科学上、地震科学の現時点の科学進捗状況からいくと、まだ事がよく、今の時点では問題はないけれども、まだまだこれから研究が必要だということですよね。確認とすると。

鈴木課長。

**鈴木防災危機管理課長**　地震学というか、仮にですけれども、この建設予定地の真下をいろいろ調査した結果、この野田隆起帯であろうがなかろうが、全く未知の大きな活断層が100％ないということは断定できないわけです。だけれども、それは別に今の建設予定地であったとしても、どこであったとしても、リスクは全く同じわけですので、そういう意味からいったら、現時点ではというふうに言えますけれども、これは別に、本当先ほどから言っていますとおり、場所はどこでも条件は同じということになります。



**小田桐仙委員長**　ただ、この体育館の建て替えの議論の中で、そういう問題提起があったということは大事な問題提起だと思うのです、そこは。歴史を振り返ったときにですね。あと、野田隆起帯が、今の御説明では流山市の市民総合体育館建て替え場所の真下にあるわけではないのでしょう。

鈴木課長。

**鈴木防災危機管理課長**　野田隆起帯として示されている位置は、地図上で見る限りは達していません。しかしながら、活断層そのものは、先ほどから申し上げているとおり、断層そのものは先ほどから申し上げていますとおり地表に達していませんので、現時点でその活断層であれ、活断層でないにしろ、その断層そのものが達しているかどうかというのはわかりません。地下を調査してみないとわかりません。

**小田桐仙委員長**　では、楠山委員。

**楠山栄子委員**　労務単価が上がっているということで、増額いろいろ話になっているのですけれども、私はこれ３月議会の討論の中で指摘させていただいたのですけれども、震災の影響でいろんな資材単価とか、特に何か生コンがすごいとかって話を聞いているのですけれども、資材単価とか、それから人材不足とかが今起こっているということで、いろんな自治体の予算が増額になったりしているそうですけれども、これは流山市においてどういう影響があるのかお尋ねしてよろしいでしょうか。そして、これは建設費の増額につながるということでしょうか。よろしくお願いします。

**小田桐仙委員長**　答弁を求めます。

石川室長。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　今御指摘のことについてお答えします。

平成25年に入ってから、労務単価とか資材単価が上昇基調ということは聞き及んでおります。そんな中で、国土交通省のほうで４月単価として労務単価はかなり上がったものは出てきております。今後も全体的には上がり基調ということが進むと思いますし、新しい市民総合体育館の設計工事に関しても、当然新年度の単価を入れていけば上がると思っております。上がり基調だと思っています。各自治体ともやはり同じような状況で悩んでおります。被災地、東北３県が特に顕著なのですけれども、関東近郊でも、いわゆる大型物件でもやはり不調だとか、あるいはその前の予算不足ということで悩んでいる状況は聞き及んでおります。

以上です。

**小田桐仙委員長**　楠山委員。

**楠山栄子委員**　増額になって、それで成立すればいいのですけれども、例えば今おっしゃったように不調のところが増えているということなのですけれども、流山市でも入札不調とかという可能性というのはどうなのですか。

**小田桐仙委員長**　石川室長。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　石川のほうからお答えします。

当然そういうリスクというのは、入札ということですから、常にあります。ただ、こういう急激な物価上昇、労務単価の上昇ということは、リスクが高まっているということは言えます。ただし、当然その発注に当たっては、最新の単価を入れ、状況を見つつ、見直し、削減等の対応というのは考えていかなければならないということです。当初設定したところの中で上昇分吸収できればいいのですけれども、できない場合についてはいろいろ考えてということで、各自治体ともそこが一番苦労しているところだと思います。流山市の体育館についても同様です。

以上です。

**小田桐仙委員長**　石川室長、今の答弁の中で確認ですけれども、今議論されている委託については、先ほど平成25年度の単価を計算してやりたいという話でしたのですが、この単価というのは、資材費の単価も含めているというふうに認識をしていいのですね。労務単価だけですか。

石川室長。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　石川のほうからお答えします。

当然労務単価というのは４月に、新年度に入ってからお示しされます。それと、工事費というのは労務単価だけで決まるものではありません。当然その時点時点で見積もりをとるなり、あるいは物と人とで合わせて工事の価格が決まってくる、両方とも上がり基調ということは、当然上がってきますから、資材の値段とか労務単価というのは新しいものに……スクリーンのほうを参考にしていただければ。両方合わせた形で見直しということです。先ほど説明させていただきました３点ほどの中身はそういうことです。

**小田桐仙委員長**　労務単価と資材単価の上昇なんかも含めて、再計算をし直すという御提案でございました。

加藤委員。

**加藤啓子委員**　今楠山委員がおっしゃった労務単価と資材の高騰、ほかに補助金とか利子の増減とかというのも出していただくというのは、もちろんその委託先ではなくて、こちらの執行部のほうで出していただいているような状況という把握でよろしいでしょうか。

**小田桐仙委員長**　石川室長。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　今２点ほどあったと思うのですけれども、補助金の関係と利子等というふうにお伺いしたのですが、まず利子等というのは、こちらで借り入れという形ではないですから、工事費として入札発注していきますので、ちょっとそのリストについてはお答えしにくいところだと思います。

それと、補助金に関してというのは、今後御説明させていただくＱ１からＱ24の中で、補助金の手続とか、そういうことを細かく説明できるものと思っています。

以上です。

**小田桐仙委員長**　加藤委員。



**加藤啓子委員**　この委託の執行をしていかないと、１カ月ごとにおくれていくときにどれぐらいの金額が変わってくるかというのは、トータル的には執行部のほうで今お持ちなのでしょうか。

**小田桐仙委員長**　御答弁求めます。

石川室長。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　石川のほうからお答えします。

一月ほどという言葉も入っていたと思うのですけれども、やはり公共労務単価、あるいは見積もりを徴取する時期、あるいは価格が表示されているような刊行物の時期というものを利用しますが、その発注に合わせた適正な時期、直近のものということは言えますけれども、一月ごとに入れかえていくという作業はなかなかできないと思います。時期を設定して、最新のもの、適正なものを入れていくという作業になると思います。

以上です。

**小田桐仙委員長**　所定の時間は大きく過ぎているのですが、きちんと質疑をするというのが特別委員会の流れだと思うので、ほかに。なければ、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　では、私のほうからよろしいですか。

では、副委員長、お願いします。

**伊藤實副委員長**　それでは、委員長にかわりまして私が議事進行を行います。

質疑のある委員は挙手願います。

小田桐委員。

**小田桐仙委員**　では、何点か伺います。

まず１点の確認は、これ実施設計に入るのではないの。今までのやつが基本設計だとすると、細かい現状に合わせて労務単価とかの再計算やるとか、工事費の削減を視野に入れて議論するというのは実施設計になると思うのですけれども、そういう受けとめでよろしいのでしょうか。まず、実施設計ですね。

**伊藤實副委員長**　石川室長。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　石川のほうからお答えします。

今実施設計ということでお話がありましたが、これは実施設計の単価の入れかえ、あるいは適正な価格の設定ということになるかと思います。

**伊藤實副委員長**　小田桐委員。

**小田桐仙委員**　基本設計から実施設計になるということで確認をいたしました。

あと確認をしたいのは、昨年11月に御説明をいただいたＡ３の紙では、各部屋ごとの平米数とかは書いてあるのですけれども、要するに何がどれぐらいかかってとか、建設コストが１平米どれぐらいかかってとか、そういうものが全く資料にはないのですけれども、その御説明をきちんとして

いただいて、多分備品とかはまだいろいろあるだろうし、単に建設費とか備品とかいろいろかかわってくると思っているので、その細かい詳細は今御提示できますか。

**伊藤實副委員長**　石川室長。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　今手持ちの資料がないのですけれども、お答えできるのは、体育館の床面積が、実際ある床面積です、１万95平米でございますから、42億4,000万円を割り返すと、平米当たり42万円程度ということはお答えできると思います。

**伊藤實副委員長**　小田桐委員。

**小田桐仙委員**　たしか昨年か一昨年か、教育福祉委員会の中でこの体育館の比較を、他市との比較を一覧表でいただいた記憶があるのです。その平米当たり42万円というのはどういう水準になるのか、他市との比較なんかは、流山市１つしかなかなかないので、比較するものが。どんな状況なのでしょうか。例えばコミュニティセンターとかの比較はありますか。

**伊藤實副委員長**　答弁願います。

石川室長。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　お答えします。

直近で似たような規模、内容としては印西市の例があります。印西市の体育館の例があります。これは、我々のほうがみどりの課として昨年の９月１日からお仕事を引き継いでおりますが、それ以前から生涯学習課のほうで調査した中、あるいは参考にした例としてはそういう事例があって、大体同様なものというふうに伺っております。それが幾つか資料になっているはずです。

**伊藤實副委員長**　小田桐委員。

**小田桐仙委員**　では、副委員長にお願いをいたします。１平米42万円という御説明をいただきましたので、他市、近隣市との比較を、建設平米コストでどれぐらいなのかというのを調査をしていただくのと、例えば流山市内だとコミュニティセンター比較にはならないですけれども、一応体育館とするとそれぐらいになると思うので、一回参考までに資料として御提出をお願いしたいと思うのですが、皆さんにお諮りください。

**伊藤實副委員長**　今小田桐委員長のほうから資料請求がございましたが、皆さんよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**伊藤實副委員長**　まず、この資料を執行部出せますか。調査していると思いますが。

〔「市外でいいです」と呼ぶ者あり〕

**伊藤實副委員長**　市外でいいです。資料をお持ちですか。

石川室長。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　石川でございます。

今手元の資料からいいますと、印西市の体育館、松山下公園体育館というのが41万9,000円、約42万円だと思います。春日部市のウイング・ハットという体育館が、これが41万2,000円でございます。



床面積が１万2,000平米ほどあります。印西市のほうについては9,135平米、そして春日部市のほうが１万2,000平米で41万2,000円、船橋アリーナ、これが約２万平米ほどで48万9,000円というぐらいの資料は手元にあります。ただ、コミュニティセンターの部分については手持ちがございません。

**伊藤實副委員長**　それでは、市外の資料で結構ですので。

石川室長。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　補足させてください。

今申し上げたのは落札後の単価ということに、契約単価ということになっていますので、設計時点ではもうちょっと上になっていると思います。

**伊藤實副委員長**　それでは、その資料を出していただくことで皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**伊藤實副委員長**　それでは、お願いいたします。

小田桐委員長。

**小田桐仙委員**　次に伺います。

議会提出資料としていろいろ積算をするとのことでしたので確認をしたいと思うのですが、この市民総合体育館の特別委員会の議論を、特別委員会を設置する上で政策的な違いがいろいろあります。一番初日にも触れましたけれども、いろいろな各委員からの御提案ってあると思うのです。こうするほうがいいのではないかという。そういうことも含めて、要するに今回は行政が今考えている基本設計のものをもう少し具体化するということの委託の了承についてなのですけれども、そのほか出てくる議員からの御提案についてもそういう試算をしたり、維持管理も含めてですけれども、専門家から意見を聞くということは可能なのでしょうか。

**伊藤實副委員長**　答弁求めます。

石川室長。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　石川のほうからお答えします。

今御指摘いただいた内容については可能だと思います。ただ、内容が多岐にわたったり、余りにも緻密な内容となりますと、作成できる範囲は限られてくると思いますけれども、基本的な事項ということのデータはお示しできるようになると思います。

以上です。

**伊藤實副委員長**　小田桐委員。

**小田桐仙委員**　特別委員会の設置の前提なので、行政側がこれまでのやりとりの中で、いろいろ議会の中で聞かれるのは、行政の都合のいいデータしか出さなくて議論をしているということがないように、特別委員会ではしっかり議論をするということが必要不可欠だなと思うので、これは指摘をして、しっかりやっていただければというふうに思います。

**伊藤實副委員長**　委員長に交代します。

**小田桐仙委員長**　それでは、進行をかわります。

ほかに何かありますか。

では、中川委員、お願いします。

**中川弘委員**　先ほど積算のやり直しというお話なのですけれども、その説明の中で、既存の体育館を補強したらというようなものの積算もやるのですか。それとも現在の設計に関しての積算のやり直し。範囲をもう一度明確に確認をお願いしたい。

**小田桐仙委員長**　石川室長。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　石川のほうからお答えします。

今御指示いただいた中で、今計画している体育館についてのみの入れかえになります。

**小田桐仙委員長**　千葉部長。

**千葉都市整備部長**　都市整備部長の千葉です。

追加的に補足説明させていただきます。小田桐委員長から話がありましたように、先ほど説明させていただいた中では、例えばというふうなことで、こういうふうなこともやりますと。それは、こういうふうな資料が必要なので、特別委員会として必要な資料を添付してくれというふうなことがあれば、それについてあわせて、できる範囲の中で検討するというふうなことでございます。

以上です。

**小田桐仙委員長**　そういう御意見がありました。

伊藤副委員長。

**伊藤實委員**　これからいろんな内容、具体的な話が出てくると思いますが、私のほうからも１つ資料をお願いしたいのは、流山市の財政状況の見通し、この中にも入っているのですよね。ところが、何か非常に切迫した資料が出回っているということで、後で資料のほうを請求させていただきます。

**小田桐仙委員長**　暫時休憩します。

休憩　　午前１１時１５分

---

再開　　午前１１時１５分

**小田桐仙委員長**　休憩前に引き続き会議を開きます。

では、伊藤副委員長。

**伊藤實委員**　５月23日付で石原副市長から各部長に出された文書です。平成25年度一般会計及び特別会計に係る予算執行計画の決定について通知ということで、Ａ４判２枚で出ておりますので、この資料はこれから事業を行うときに、流山市が財政破綻になっては困るので、参考資料として使わせていただければと思っております。

**小田桐仙委員長**　では、まず執行部提出ができますか。予算執行計画の決定についてというやつですよね。大丈夫ですよね。Ａ４、２枚だから、出せますよね。



〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　では、委員にお諮りします。その資料請求、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　ほかに、あと私のほうから資料請求してもよろしいですか。

加藤委員、ではお願いします。

**加藤啓子委員**　国費を今回たくさんいただいていると思うのですが、流山市がすごくたくさんいただいているということで聞いているのですが、他市との比較の内示額一覧というのは資料で出せますか。

**小田桐仙委員長**　要するに今この平成25年度ですね。平成25年度、併設校とか体育館とかいろいろあると思うので、そういう国から補助金いろいろたくさんもらっていますけれども、柏市や松戸市や野田市や我孫子市と比較して流山市が結構もらっているのではないかという、その他市との比較はできるかということなのですけれども。

〔「両方出せます」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　両方というのは。

〔「社会資本整備交付金の県内……」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　マイクでお願いします。

石原副市長。

**石原副市長**　お答えします。

社会資本整備交付金の千葉県内の配分一覧及び元気交付金の配分一覧については、後日提出をいたします。

**小田桐仙委員長**　加藤委員、よろしいですか。楠山委員とか、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　もう一回お諮りします。今の加藤委員の国の補助金の２つの交付金についての県内比較、一覧表で御提出をお願いしようと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　では、私のほうからも２つお願いしたいと思っています。１つは、そもそも体育館の耐震性がもともとの出発点なわけですよね。だから、その耐震性にかかわる資料と、たしか議会のほうで現行、あの場所で増築というか、耐震補強すればいいのではないかという意見もほかから出たと思うので、それについて、その可能性とか、そういうものを何かわかる資料があったら御提出をお願いしたいのと、あと私はサブアリーナが過大なのではないかというふうに一貫して提起をしているので、サブアリーナにかかわる部分について、単価計算のときに多分そこだけ抜いた場合にどうなるのかというのはわかると思うので、そういうものは、この２つについては資料のほうはいかがですか。まず、確認したいと思いますが。ざっくり、細かな数字は出ないと思いますけれど

も。

石原副市長。

**石原副市長**　現在お諮りしている予算の執行を認めていただければ、お出しできると思います。

**小田桐仙委員長**　では、皆さんのほうでお諮りいたします。

〔「こっちのほうでやっちゃったらさ……」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　マイクで、済みません。

では、坂巻委員。

**坂巻忠志委員**　資料について出せるものは構わないのだけれども、でも予算が通っていて、それであそこへ建てて、あとどういうもので合意形成ができるかという話し合いをするのだから、場所が今度とんでもないところ行くだの何だのという話になったら、話変わってしまうでしょうと思います。

**小田桐仙委員長**　では、石原副市長。

**石原副市長**　私がお答えしたのは、舌足らずで申しわけありません。先ほど耐震性の資料については、今の既に設計、耐震診断を行ったときの資料はお出しできます。

それから、現在の建物を補強したらどうかとか、あるいはサブアリーナを外したらどうかとか、これは専門的な知見をいただかなければできませんので、この予算についての、今日議題になっているところをお認めいただければ、できるだけ専門的な業者に発注をして、一定の期間必要ですが、その後だったらお出しできるということでございます。坂巻委員の御指摘のように、場所をどうのこうのという話でお答えしたものではないので、御理解いただきたいと思います。

**小田桐仙委員長**　坂巻委員、よろしいですか。

では、今２点についての資料請求、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　では、確認いたします。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　以上で質疑を終結してもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　それでは、以上で質疑を終結をいたします。

それでは、総合運動公園体育館建設工事積算等委託料についてお諮りをいたします。本委託料について、予算執行を許可することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手５名〕

**小田桐仙委員長**　挙手５名であります。

よって、本件については５対２をもって許可することに決定をいたしました。



暫時休憩いたします。

休憩　　午前１１時２３分

---

再開　　午前１１時２３分

**小田桐仙委員長**　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、（２）計画内容について議題といたします。

本件についての説明を求めますが、その前に確認します。説明時間は一体どのぐらいありますか。

〔「約30分」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　約30分。もしよろしければ、今日一日で説明ということではなくて、スケジュールを確認しなければいけない時間がありますので、もしよろしければどこかで区切っていただくということは可能ですか。

青野委員。

**青野直委員**　（２）計画内容についてということですから、私は全容をお聞かせをいただきたい。そして、会派にも説明をしていきたいと。よろしく取り計らいをお願いします。

**小田桐仙委員長**　暫時休憩させてください。暫時休憩します。

休憩　　午前１１時２４分

---

再開　　午前１１時２４分

**小田桐仙委員長**　それでは、休憩前に続いて会議を開きたいと思います。

それでは、執行部の御説明をお願いいたします。

石川室長、お願いします。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　それでは、説明させていただきます。

ここで１点、最初にお願いしたいことがあります。資料の差しかえがございます。資料２の60ページの差しかえをさせていただきたいと思いますので、事務局よろしくお願いいたします。

**小田桐仙委員長**　委員にお諮りします。

60ページの変更ということがありましたので、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　お願いします。

では、暫時休憩して資料をお願いします。

休憩　　午前１１時２５分

---

再開　　午前１１時２６分

**小田桐仙委員長**　それでは、休憩前に続いて、執行部の説明を求めます。

石川室長、お願いします。

**石川みどりの課総合体育館建設推進室長**　それでは、説明させていただきます。

事前に配付させていただいた市民総合体育館の計画内容についての御説明です。資料２、ＱアンドＡについて説明させていただきます。重要な点について説明をさせていただきたいと思います。

それでは、１ページ目をお開きください。Ｑ１の流山市総合運動公園内に建て替える理由は何ですかについてです。スクリーンをごらんください。総合運動公園内に建て替える理由は、①交通の利便性、②国庫補助制度、③用地取得費の主に３点の理由からです。

①の交通の利便性に関しては、利用者が集まり、使いやすい施設の観点からです。図１で示しているように、県道柏・流山線のほか、都市計画道路の主要な幹線道路が開通するほか、つくばエクスプレスの開通により、わずか徒歩７分、600メートルの位置に流山セントラルパーク駅が立地しています。体育館は、防災上の拠点として機能する施設でもあります。地域防災計画においても流山市総合運動公園は広域避難場所に指定され、市民総合体育館も避難所に指定されています。重要な防災上の拠点となります。

②の国庫補助制度に関しては、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金の都市公園事業を建設費に充てることとしています。この交付金を充てる場合、市民総合体育館建設に適した都市公園は流山市総合運動公園以外にありません。具体的には、スライドのとおり、２ヘクタール以上とする面積要件や都市公園であることなどの条件があります。このほか利用者の駐車場を整備するための面積についても考慮する必要があります。

③の用地取得に関して、総合運動公園の場合、新たな用地取得費は必要ありません。別の場所を選定した場合には、用地の買い増しや新たな都市公園用地を一から取得するため、多大な用地取得費が必要となります。もし運動公園以外で建設を計画する場合、最初にその計画地で都市公園の位置、面積を決定し、都市計画決定、事業認可、用地取得、設計、施設整備をし、ようやく供用開始することになります。もちろんその手続を行う前に候補地を選定し、パブリックコメントを行うなど、市民の合意を得る必要もあります。

一方、現流山市総合運動公園を廃止する場合に当たっては、この運動公園が前提の土地区画整理事業との関係があります。宅地化などとした場合、上下水道の供給計画や道路、公益施設計画を再検討する必要があり、事業認可を変更するなど法的な手続も伴います。この総合運動公園の用地取得に当たっては、かつて国庫補助をいただいており、その補助金の返還も必要となります。

こうした３点の理由を考慮して、流山市総合運動公園内での建て替えを計画しました。限られた財源を有効利用して建て替えを行う新たな市民総合体育館は、交通至便のスポーツ施設として利用者が集まり、使いやすい施設、さらには防災上の拠点として有効に機能しなければならないと考えております。

それでは、飛びますが、９ページをお開きください。Q12、なぜこの時期なのですかについてですが、スクリーンのほうをごらんください。使い勝手の悪い体育館とお示ししましたが、具体的には、抽せんに当たらない。平成23年度の倍率で言えば4.09倍となっています。人口も下のグラフのように開館時から倍増しています。今後平成37年まで人口が増加することになれば、さらに倍率が高くなり、利用したくても利用できない施設になることも想定されます。狭くて不便、危険、アリーナも階段も狭く、設備なども老朽化しています。大会が開催できない。バスケット、バレーとも２面で利用していますが、大会となると複数の会場を使用している状況もあります。バリアフリー化されていない。エレベーターもなく、トイレにも段差があり、高齢者や障害者、妊産婦の方には利用に不便を感じさせる施設となっている現状があります。安全性の低い体育館と示しましたが、具体的には耐震性の不足です。東日本大震災で災害時の避難場所ということがクローズアップされています。万一の場合に備えて、耐震性能不足で耐震補強が必要とされている現状は何としても解消しなければなりません。

つまり現在の体育館に求められている課題を集約すると、規模、機能改善、耐震性の確保という点が挙げられます。こうした課題について、市民の皆さんから多くの要望や社会的要請も高まっていますので、建て替えにより早急に解決していきたいと考えます。

次のスライドです。市民総合体育館建て替え事業と小中学校併設校を同一の社会資本整備総合交付金の計画に位置づけていることで、効果促進事業に小中学校併設校の用地取得事業を活用しています。これによって、本来国庫補助制度がない用地取得に地域の元気臨時交付金を合わせて17億5,600万円が交付されています。このうち10億4,400万円が体育館と同一の計画で行うことにより増額されている効果となります。スライドでいいますと、効果促進事業は青色で示した校庭の部分になります。この小中学校併設校の用地取得に関する交付金は、近年の厳しい国の財政事情から満額交付されることが非常に難しくなっていました。平成24年度の緊急経済対策により、特別に満額での交付が認められました。既に交付が認められているので、有効に利用したいと考えております。もし万が一に返還することとなった場合には、次年度以降の国費配分に大きな影響が及ぶと考えられます。こうした小中学校併設校の財源確保の点も含めて、今この時期での建て替えが必要と考えています。この内容については、Q15でもう少し詳細に説明させていただきます。

少し飛びまして、11ページをお開きください。Q15、市民総合体育館と小中学校併設校を関連づけるメリットは何ですかについてですが、スクリーンのほうをごらんください。社会資本整備総合交付金の活用です。小中学校併設校と体育館建て替え事業を同一パッケージとして効果促進事業を活用しています。Q12のところでも御説明しましたが、本来国庫補助制度がない小中学校併設校の用地取得事業に地域の元気臨時交付金を含めて17億5,600万円が交付されています。このうち10億4,400万円が体育館と同一の計画で行うことにより、増額されている効果となります。平成24年度の緊急経済対策により、特別に満額での交付が既に認められています。

スライドの下の図ですが、社会資本整備総合交付金の仕組みについて御説明いたします。これに

ついては、資料70ページ以降にも掲載しておりますので、参考としていただければと思います。続いていきます。この交付金の制度は、これまで国土交通省が行っていた個別の補助金制度を幾つかの基幹事業と言われる公園事業として整備する体育館や都市再生、下水道として整理し、１つのパッケージにしたものです。イメージとしては、今までは事業ごと個別に交付していたものが、地方自治体が取り組む主体的で総合的なまちづくりに交付されるようなイメージです。

効果促進事業といって、計画総額の20％を限度に、ハードやソフトの事業を地方自治体の裁量で行うことができる事業があります。これが社会資本整備総合交付金の大きな特徴になります。限度はありますが、計画総額の20％ということは、計画が大きくなれば、その額も大きくなります。この効果促進事業を効果的に活用できるかどうかで、まちづくりの効果や地方自治体の財源確保に大きな差が出てくると言えます。基幹事業に体育館、効果促進事業に小中学校併設校の用地取得事業を位置づけております。計画の実施期間は、概ね３年から５年とされており、流山市の計画は平成24年度から平成28年度までの５カ年計画となっています。

次のスライドで具体的な計画の概要を説明します。基幹事業としたのは、体育館建て替えを中心とした都市公園事業、緑地の用地を取得する吸収源対策公園緑地事業、ＴＸ沿線整備の都市再生整備計画事業です。都市再生整備計画事業は、定めた区域内での幾つかの事業を集約した計画ですが、これには小中学校併設校の地域交流センターや防災備蓄倉庫など、従来から国が定められている補助メニューに合致している事業及び平成24年度の緊急経済対策で定められた地方都市リノベーション事業などで構成されています。この都市再生整備計画事業は、緊急経済対策と平成25年度の当初計画で要望総額16億円の80％以上となる14億円以上の国費が既に交付されています。効果促進事業は、先ほど申し上げた小中学校併設校用地取得事業で国費10億3,300万円を位置づけており、既に満額の交付が認められています。

次のスライドになります。計画を見直すとどうなるかについてですが、例えば基幹事業の吸収源緑地事業を減らした場合を考えます。基幹事業の総額が少なくなれば、効果促進事業の枠が小さくなります。効果促進事業で得られる国費は10億3,000万円から８億7,000万円に減少することになります。ここで重要なことは、効果促進事業は既に交付が認められていますので、もし計画を見直すことになれば、既に得られた国費を返還する必要が出てくるということです。

次のスライドになります。効果促進事業は、本来純粋に国費が多いか少ないかでそのメリットを考えることになりますが、本事業では緊急経済対策での効果も考える必要があり、これがプラスアルファと書いてある部分になります。１つ目の緊急経済対策の効果です。近年の国費の交付は、国の厳しい財政状況の中で、効果促進事業や用地取得などは要望額に対する配分割合が低い状況でした。実際に、昨年度の国への要望の中で、効果促進事業は要望額の半分でも御の字といった回答もありました。しかし、今回の緊急経済対策では緊急的な特別対策ということもあり、満額交付されました。これは、市にとって大きなメリットがあったと言えます。



２つ目に、地域の元気臨時交付金です。これは、平成24年度緊急経済対策補正に限って予算づけられたものです。補助事業では、通常国費が２分の１交付されるのであれば、もう半分の２分の１は市の負担になります。地域の元気臨時交付金は、緊急経済対策に限って市の負担分にさらに国が特別に援助するというものです。流山市の場合、市の負担分の70％を交付されており、効果促進事業に関する金額だけでも７億2,000万円になります。この地域の元気臨時交付金は、緊急経済対策で前倒しした事業に配分されますので、体育館事業を含め、市全体で約15億5,000万円になります。

次のスライドになります。交付金自体の仕組み、緊急経済対策の効果も踏まえて、体育館と併設校を関連されたメリットを整理します。

表①は、現計画で進める場合の事業費と国費臨時交付金を示したものです。網かけをしたものが先ほど申し上げた効果促進事業です。この国費は10億3,300万円になりますが、平成24年度の緊急経済対策において地域の元気臨時交付金が交付されています。緊急経済対策分に限って国が特別に交付するもので、流山市の場合70％交付されており、金額としては７億2,300万円で、合計17億5,600万円という金額の全額の交付が認められています。

表②は、仮に小中学校併設校を単独で計画した場合の交付金の試算表になります。①と同様に試算した場合、国費プラス臨時交付金で７億1,200万円となります。

表③は、現計画の場合の①から小中学校併設校単独で計画した場合の②を差し引いた表です。下段の黄色く示したところが①と②における効果促進事業の差額を示したものです。つまりこの差額が体育館と併設校を関連づけるメリットと言えます。これが先ほどから説明させていただいている国費が10億4,400万円増額されているという根拠になります。仮に体育館をこの計画から除外した場合には、この金額は交付されません。

次のスライドになります。ここで、社会資本整備総合交付金について幾つか補足をさせていただきます。社会資本整備総合交付金の流れを示しております。毎年の事業に応じて、毎年事務手続をしていくことになります。通常７月ごろに概算要望、９月から10月のころに本要望、翌年度の４月に予算内示され、事業を進めていく流れとなります。このように国費を活用するには、適切な要望、事業の執行などが求められております。今現在７月ですので、既に来年度の概算要望の時期となっているということです。平成26年度の交付金を要望するのであれば、この流れは絶対に外せないものとなります。

市の取り組みの状況をお伝えします。国、県への要望等です。これまで効果促進事業の取り扱い、緊急経済対策のような特別対応を含め、国や関係機関への要望や協議を重ねてまいりました。通常市町村が国へ直接協議を行うことはまずないと聞いております。しかし、両事業において国の積極的な支援を得るためにさまざまな方に御協力いただき、行ってきました。現地視察も行っていただき、両事業の必要性を確認していただく機会も設けるなどした結果、緊急経済対策への対応では国から直接連絡をいただくなど、大きな結果につながっていると言えます。

次のスライドです。防災安全交付金としての体育館建て替え事業についてです。平成24年度の緊急経済対策から社会資本整備総合交付金でも、特に防災、減災、安全に資する事業は防災安全交付金と位置づけされ、国は地方自治体が実施する取り組みを集中的に支援しております。具体的な目的は２つです。

１つ目は、命と暮らしを守るインフラ再構築というところです。地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策、事前防災減災対策の取り組みということで、例えば事前防災減災対策、公共施設の耐震化等による安全性向上、防災公園の整備等があります。

２つ目は、生活空間の安全確保ということです。地域における総合的な生活空間の安全確保の取り組みということで、例えば通学路の交通安全対策、歩道、公園施設等の公共空間のバリアフリー化等があります。体育館建て替え事業は、これらの目的に合致していると認められたことで防災安全交付金へ位置づけされています。その他の市の事業では、通学路の安全対策工事など防災安全交付金に位置づけされております。

地方都市リノベーション事業との関連を踏まえた効果促進事業の扱いです。地方都市リノベーション事業は、平成24年度の緊急経済対策から創設された都市再生整備計画を拡充する制度です。市街地における教育や福祉などの都市機能の形成により市街地の活性化を図ろうとするもので、今後国が特に重点的、集中的に支援しようとするものです。そのため、本来都市再生整備計画事業の補助率は40％ですが、この事業を行う場合は50％にまで補助率がかさ上げされており、将来的な国の国費の交付も優遇されることが考えられます。流山市では、小中学校併設校をまちづくりの核としてリノベーション事業に位置づけ、体育館建設事業とあわせて安心安全なまちづくりを推進するとしています。効果促進事業もこういった目的や効果を高めるものとして位置づけが求められています。

また少し飛びまして、15ページをお開きください。Q17、市民総合体育館建て替え事業を先送りした場合、どのような影響がありますかについてですが、スクリーンをごらんください。労務単価の上昇です。ここで資料の補足ですが、下段①の労務単価の数値は前年同月比となっております。小中学校の関係でも説明があったと思いますが、労務単価は国土交通省発表では平成25年度は全国全工種単純平均が昨年度同月に比べ15.1％の上昇です。加重平均では16.1％という新聞報道もあります。千葉県における建築関連工事では18.8％増と計算されます。

次に、資材単価の上昇です。労務単価の上昇に加え、東日本大震災の復興需要などから資材単価が上昇傾向にあります。さらに、消費税が10％に増加される時期となれば、体育館の建設費がさらに増加することになります。

社会資本整備総合交付金の影響ですが、先ほどQ15で御説明した交付金に関する小中学校併設校との関連性を考慮すれば、市民総合体育館建て替え事業だけでなく、流山市全体の財政的負担が増加することになります。財源としている社会資本整備総合交付金についても、これまで国へ直接要望する機会を設け、積極的な要望を重ねてきた中で、緊急経済対策により特別に満額交付された交付金を返還することは、先送り後の社会資本整備総合交付金の交付状況に大きな影響を及ぼします。



国、県においても流山市のために特別に配慮いただいている良好な関係が崩れ、要望額に対する配分割合が低くなるおそれがあります。総じて言えることは、市民総合体育館建て替え事業を先送りした場合、むしろ社会情勢や小中学校併設校との関連性を考慮すれば、流山市全体の財政的負担が増加します。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**小田桐仙委員長**　以上で説明は終わりました。

委員の皆さんに御確認をいたします。閉会時間がありますので、質疑についてですけれども、次回でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　では、次回ということでやりたいと思います。

あと、執行部のほうでは、今日御協力ありがとうございました。ただ、各会派でもう少し詳しく聞いてみたいということがありましたら、担当課のほうで対応していただければと思いますので、各委員の皆さん、今日ちょっと早口で、資料が何ページかわからないということもあったと思うので、そういうことはよく御質疑、別途時間をとっていただいてお聞きしてください。特にありますか。

加藤委員。

**加藤啓子委員**　今のスライドがここに入っていないのがあるので、スライドの一覧の資料というのはいただけますか。

**小田桐仙委員長**　では、それについても後で整理をしてください。各会派でまたもう一回きちんと時間をとっていただいて、御説明をしていくということでいきたいと思います。

暫時休憩します。

休憩　　午前１１時４８分

---

再開　　午前１１時５０分

**小田桐仙委員長**　それでは、休憩前に続き会議を開きます。

次に、（３）今後の委員会運営についてでございますが、行政視察の実施やこの開催スケジュール、また本特別委員会として参考人質疑などの取り組むべき課題がそれぞれの委員としてあると思いますので、申しわけありません、時間が押していますので、会議が終了後、事務局よりアンケート用紙をお配りしますので、それを御記入していただいて事務局にお返しいただいて、次回の会議のときにもう一回そのことでお諮りしたいと思いますが、委員の皆さん、それでよろしいですか。

では、青野委員。

**青野直委員**　今までの委員会の運営とちょっと違うような話が出たのですけれども、今後の議題に、今後の委員会日程ということで議題に上がっているわけですから、アンケートに答えて回答してくださいではなく、私は限られた時間ではありますけれども、これも正式に委員会の日程について皆さんと協議していただきたいと思うのですけれども、どうでしょう。

**小田桐仙委員長**　申しわけないけれども、その話をするために式次第をお配りをして、時間的な配分も記してお配りしているのです。申しわけないけれども、それぞれ参考人質疑をするとか、視察をするとかといったら、今日一日で議論は出ないと思いますので、それぞれアンケート用紙をお配りをして、お返しをいただいて、それについて次回きちんと相談するということだって普通にＴＸの沿線開発の特別委員会でもやっています。

青野委員。

**青野直委員**　でも、せっかくここの議題にのっていて、正副委員長案だと思うのですけれども、アンケートにお答えをしてくださいというのは、余り私は例がないように記憶していますけれども。日程についてですから。３は、委員会の日程についてということを議題にしているわけですから。

**小田桐仙委員長**　申しわけない、次回の委員会の日程は決めるのです。だけれども、これから特別委員会でどういうふうに議論を重ねていくかということは今すぐ決められないでしょう。だから、次回の会議日程はこの場で決めます。いつやるかというのは。ただし、それ以降、今日すぐに全部を決められないでしょうと言っているのです。だから、その時間的な制約があるので、次回のとき一定時間をいただいて、その後の委員会の運営について相談をすると。相談しないで、こちらだけで決めていいですか。そんなことやっていたら、次回会議も決まらないですからね。

青野委員。

**青野直委員**　そういうことを私は言っているのではなく、委員長の提案ですから、アンケートに答えてくださいということをね。だけれども、それを皆さんにお諮りをしたから私が今意見を述べているわけで。だから、私の意見が否決されれば委員長の案でいいです。

〔「アンケートでいいということ」と呼ぶ者あり〕

**青野直委員**　はい。だから、私はぜひここでアンケートというよりも、まずは皆さんの意見を聞いて、それで今後の日程についてどうしましょうかというようなことを公平公正にお諮りをいただきたいなという意見を持っているということです。

**小田桐仙委員長**　ただ、会議の終結権は私にあるのです。だから、次回の会議も決まらない、日程も決めないでお諮りしますか。視察の議論とか参考人質疑とかをやりますか、今。途中で切りますよ。

〔「だから、意見を聞いてくださいって」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　では、ほか意見がありましたら、どうぞ。

加藤委員、お願いします。



**加藤啓子委員**　早く進めなくてはいけないというのはすごくわかっているので、お尻は決めないといけないと思っているのです。議員定数の、一例ですけれども、委員会のほうでは、もう協議会のときに既にスケジュール表を出して、このときまでに結論を出すということで、そこから前に倒して、何をやる、何をやるということで決めていって、それはまだ期間があるからゆっくりでいいのですけれども、私たちはそんな時間がないし、参考人招致とか、そういった公聴会とかやっている暇は私はないと思っていて、それについて必要かどうかというのはここで決めてもらって、それでスケジュールを次にはもう決めていくというふうにしておかないと間に合わないと思いますが。

**小田桐仙委員長**　ありますか。

松尾委員。

**松尾澄子委員**　アンケートの内容にもよると思うのですけれども、もう準備はされているのですか。

**小田桐仙委員長**　一応予定はしています。それぞれが自由に筆記ができるように、議会基本条例に基づいて特別委員会が立ち上がっていますので、その特別委員会の良識の範囲の中で皆さんに御記入いただいて、それを調整するということがこれから必要かなとは思いますけれども。

松尾委員。

**松尾澄子委員**　その辺が具体的でないと、それを持ち寄ってまたやったときに、非常にまたそのことで時間を要すると思うのです。ですから、何と何という、ここで持ち帰るみたいな感じを具体的にしないと、またそれに関しての日程というのが非常に時間がかかるかなと思うのですけれども。

**小田桐仙委員長**　楠山委員。

**楠山栄子委員**　私もできるだけ早く、とにかく進めていただきたい立場なのですけれども、まず何よりもこれは体育館を視察するということが必要だと私は思っているのです、何よりもかによりも。ですから、視察ということを次に入れていただけたらと思うのですけれども。

**小田桐仙委員長**　私も必要だと思うのですけれども、それぞれの政策的な立場がいろいろあるわけで、決をとって、すぐ物事を多数で進めていくというのは、特別委員会を設置した意味がないのでどうかと思うのですが、ただそれぞれの御意見を十分聞く時間を30分か15分私とっていたのですけれども、それが今時間がないので、申しわけないですけれども、アンケートをお配りをさせていただいて、それぞれが御記入いただいて後日集約をさせていただければというお願いをさせていただきたいと。要するに定数の問題と立ち上がり方が違うのです、この体育館は。協議会をまず立ち上げて、日程調整をしてという段階ではこの委員会はないので、そういう向こうのスケジュールと一緒に合わせられても困るなとは思ってはいるのです。あえて時間も記させていただいて、十分な議論もする必要があるのかなとは思ってはいるのですけれども。

あと、何か。松尾委員の言うことはわかりますので、項目をきちんと絞ったほうがいいのではないかということは必要だと思いますけれども。

加藤委員。

**加藤啓子委員**　もうアンケートできているということであれば、お配りいただいて、どんなこと書いたらいいのかということを見せてもらうわけにはいかないのでしょうか。というのは、例えば７月22日に今度中学校の葛北のバスケット大会があって、ちょうど体育館が混み合っている状況が見れるのです。そういったところに見に行ったほうが、私たちも自分たちでは視察していますから、その混み合っている状況というのをせっかくだったら見たいと。それにそのアンケートの集約とスケジュールが間に合うのかどうかというのを私は心配しています。

**小田桐仙委員長**　坂巻委員。

**坂巻忠志委員**　委員長のお考えもなるほどだというようには思っております。ということは、やはりこの３は通らないわけにはいかないのです。執行部からこういうＱアンドＡの表も出ていますから。だから、これ自体もどうするのかということ、そして今日の説明が十分なのかという部分も含めて、もちろんスピードというものもあるけれども、やはりしっかりやっていかなくてはいけないなということで、視察のほうも、今加藤委員の意見がありましたよね。それもやはり大事だと思うのです。だから、それを早急に勘案してもらって、だから視察、先ほど楠山委員からも出たけれども、そこの部分で視察を兼ねるというようなことも、できれば委員長、副委員長に御一任しますけれども、そういう部分のスピーディーさはしっかりやってもらいたいのです。だから、進め方としては、やはりアンケートがベース、もちろん参考になるわけだから、それをベースにして今後の日程の組み方をしっかりつくればいいのかなと思いますけれども。

**小田桐仙委員長**　中川委員。

**中川弘委員**　ここで議論続けてもあれなので、今坂巻委員のほうからお話がありましたとおり、それで進める。ただし、次回の開催をなるだけ早いタイミングにするということと、アンケートの提出には各党会派が速やかに提出するということをお約束をしていただいて進めていただければと思います。

**小田桐仙委員長**　予定した終了時間過ぎましたので、ちょっと延長してよろしいですか。少しだけ。

今皆さんの意見が出ましたので、再度確認をいたしますが、全体のスケジュールを見込んで日程調整を入れていますので、いろいろ体育館に対する意見は違いはあれども、申しわけないけれども御協力いただければと思います。それぞれの日程をこの後すぐ配りますので、それぞれについて御記入ください。いついつまで、いついつ見に行ったほうがいいのではないかというような御意見もありますから、そういうのも記入していただいて、どういう御意見がそれぞれから上がったのかというのも至急打ち直させていただいて皆さんにお配りをして、御議論する場を設けられればと思いますので、それぞれでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　では、（３）については次回細かく決めたいと思います。

特に次回の会議だけはしっかり決めなければいけないので、申しわけありませんが、スケジュール表確認をしていただければと思うのですけれども、事務局として何か案があれば、あいている日が、７月、８月。大体お盆前にもう一回ぐらいやろうかなという感じでよろしいのですか。

〔「どういうふうに、お盆前も」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　いえ、視察もあるから。こういう場ですよ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　では、言ってくださいよ。言ってくださいよ、だから。日程としていつごろやろうとか。お願いします。

青野委員。

**青野直委員**　先ほど加藤委員から視察の件は、恐らく７月23日のことを言われたのだと思うのだ。葛北大会ね。いずれにしてもそういうことで。

それから、お盆前というのはいつのことを言っているのですか、委員長。

**小田桐仙委員長**　いや、見通して。お盆前って、普通お盆って８月の中旬でしょう。それまでにこれぐらいやろうとかという提案がないと御提案できないでしょうと言っているのです。皆さんのところで何かありますか。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

**小田桐仙委員長**　暫時休憩します。

休憩　　午後　零時０３分

---

再開　　午後　零時０８分

**小田桐仙委員長**　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次回の特別委員会は、７月22日10時から開催いたします。

以上をもちまして特別委員会を閉会をいたします。

お疲れさまでした。

閉会　　午後　零時０８分